

テンフィールドファクトリー株式会社

市川 裕 殿

一般社団法人 太陽光発電協会
J P E A 代行申請センター

再生可能エネルギー発電事業計画の認定について (通知)

2019年 12月 19日付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代行申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電事業計画の認定がなされましたので、通知します。

記

1. 再生可能エネルギー発電事業計画の主な内容

認定日	2020年 1月 23日	
設備 I D	A843509B07	
担当経済産業局	東北経済産業局	
手続番号	2019東北エネ再低第 464号	
事業者名	テンフィールドファクトリー株式会社	
代表者氏名	市川 裕	
事業者住所	京都府相楽郡精華町光台 1 丁目 7 けいはんなプラザ 9 階	
「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」への該当	有	無
発電設備の区分	太陽光発電設備（10kW以上 500kW未満）	
発電設備の出力	49.5k W	
発電設備の名称	C A - 4 8 発電所	
発電設備の設置場所	福島県須賀川市小倉字粒萱 8 - 1	
太陽電池に係る事項	製造事業者	テンフィールドファクトリー
	種類	A1: 単結晶のシリコンを用いた太陽電池
	変換効率	20.80%
	型式番号	10FF-305M-60
	枚数	336枚
	合計出力	102.4k W
配線方法	Z: 全量配線（太陽光）	
電気供給量の計測方法	単独計測	

自家発電設備等の設置の有無	無し
接続契約締結日	2019年 11月 18日

2. 調達価格・調達期間・運転開始期限日

調達価格	14.00円 / kWh (税抜き)
調達期間	20年
運転開始期限日	2023年 1月 22日 (認定日から起算して3年後の日)

3. 備考

- (1) 運転開始期限日までに、法第2条第5項に規定する特定契約に基づいて再生可能エネルギー電気の供給が開始されない場合、調達期間は、運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとなります。
- (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第5条第1項第6号の規定により、運転開始後1ヶ月以内に、当該発電設備の設置に要した費用に関する情報等を「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」により提出してください。また、経済産業大臣に提出を求められた場合は、同項第7号の規定により、当該発電設備の運転に要する費用に関する情報等を「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」により提出してください。
- (3) 本認定後、認定基準の充足を確認するために必要な情報又は資料の提出や事業計画内容の補正を求める場合があります。

< 教示 >

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。

この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。